

議 事 録

令和5年度四万十町農業委員会9月総会

日 時 令和5年9月28日（木）午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 十和地域振興局 2階大ホール

日 程

- 第1 指定第11号 会期の決定について
- 第2 指定第12号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第14号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第15号 非農地証明事務処理報告
- 第5 議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第7 議案第22号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第8 報告第16号 四万十町農業委員会活動報告について
- 第9 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 欠席 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 欠席 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 欠席 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 欠席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 17 宮脇 眞弓 | 22 西井 健夫 | 25 常石 幸浩 | 28 大西 博之 | 32 山本 奨一 |
| 38 秋田 公幸 | | | | |

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。

大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。稲刈りの方もやっと本格的に中生が始まったという形になるかと思います。この間まではほとんど田んぼに、コンバインの姿が見えませんでした、ここ数日一気に、田んぼにコンバインが見えるようになりました。

中生の最盛期という形になってくるんじゃないかと思っております。まだまだ田んぼにはたくさんの米が残っておりますので、皆さんお体に気をつけて農作業を頑張っていただきたいと思います。それと10月1日より、インボイス制度が始まります。行う事業者と行わない事業者があると思いますが、あまりわからない中で、10月から始めようとしております。それと今月9月を含めまして、我々のこの農業委員会に課せられた任期があと1年となります。来年の8月31日で最後となりますが、このラストの1年間にも色々ございます。11月には鳥取の湯梨浜町が視察に来ます。その1週間後には我々がその湯梨浜町の近隣の北栄町。この二つの農業委員会は前回2月でしたか、我々四万十町農業委員会を5地区で視察に来ていただきました。その時は会長さんだけでしたので、今度は委員を連れてくるということで、湯梨浜町の農業委員会が視察をすることになっております。その1週間後に、その近くの一緒に来ていただいた会長のところにお邪魔することになっております。皆さん方は色々とお忙しいと思いますが、構わない方は出席していただいて研修を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

我々の3年間の任期のうちに、意見書というものを作って町長に提出するということになっております。それが最後の1年となりますので、今年度中に意見書を作ってください、町長より回答をもらうということになっておりますので、そちらの作業も建議検討委員を中心に役員も一緒にやりますが、建議検討委員にはお世話になりながら、意見書を作ってまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。それと来年に入りますと早速改選に向けた動きが始まります。来年の1月に入って、だんだんに始まっていきますので、皆さんには色々ご理解をいただいて、次の委員を決めたいと思います。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。後ラストの1年となりますので、今年1年またよろしくお願い申し上げます。それでは、ただいまより9月総会に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会9月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号26番 甲把雄委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

26番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員 ～ 朗 読 ～

議長 本日の会議に、17 番宮脇眞弓委員、22 番西井健夫委員、25 番常石幸浩委員、28 番大西博之委員、32 番山本奨一委員、38 番秋田公幸委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 18 名、推進委員 15 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

 本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

 それでは、議事に移ります。

 日程第 1、指定第 11 号「会期の決定について」を議題とします。

 お諮りします。令和 5 年度四万十町農業委員会 9 月総会の会期は、令和 5 年 9 月 28 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

 次に、日程第 2、指定第 12 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 18 番 梶原美智委員と 24 番 市川絢子委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 14 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 14 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を報告します。
 議案書は、3 ページです。件数は窪川地域の 2 件になります。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

 番号 1、2 番については同じ地番になりまして、耕作者と中間管理機構との合意解約、中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。まとめてご説明します。土地の所在地、興津字森ノ前 3651 番、地目、田、面積、714 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 5 年 8 月 22 日です。この農地については、番号 1 の借受人が水稻を栽培しており、貸借しておりましたが、今回その借受人に所有権を移す為の解約になります。説明は以上になります。

議長 報告第 14 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 14 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 15 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 15 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたのでご報告いたします。議案書 4 ページをご覧ください。今月は窪川地域から 1 件、西部地域から 2 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。平串字赤草ノ奈路 577 番 1、地目、畑、面積、385 m²です。申請地は 20 年以上前から建物の敷地となっております。令和 5 年 8 月 28 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエイ人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号 2、添付資料は 3 ページから 4 ページをご覧ください。

土地の所在地、久保川字ヅウヅウ 570 番 2、地目、畑、面積、544 m²です。申請地は、50 年以上前から桧の木が植えられており、現在は山林となっている状態で四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエイ人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 5 年 8 月 15 日、担当委員さんと現地確認の結果非農地証明を発行しております。

番号 3、添付資料は 5 ページから 6 ページをご覧ください。

土地の所在地、芳川字奈路地 179 番 1、地目、畑、面積、163 m²。他 2 筆あり、合計 3 筆、面積が 2,083 m²です。申請地は、30 年以上前から植林をしており、現在は山林となっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエイ人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 5 年 8 月 15 日、担当委員さんと現地確認の結果非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 15 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
27 番 市川正司委員。

27 番 1 番の案件ですが、この土地全てにこの宅地が建っているのでしょうか。それとこの周り集成図の方は前後が畑になっておりますが、この家の周りはどういう状況になってますか。それと転用はされているのでしょうか。

事務局 転用がなされているかという 1 つ目ですけど、転用の許可は受けられてないです。

20 年以上前から、宅地が建っていたというところです。周辺の状況なんです、東側の方が、今回 21 号議案で転用の申請が出ておりますが、現在は、農地は休耕という状態になっています。北側は畑ですが、ほとんど山に近いような荒れたような状態になっています。南の畑なんですけど、道路というか進入路みたいなのがついています、概ねは畑というような状況です。

西側の方もほとんど、原野ということで荒れたような形になっています。以上です。

議長 他に何かありませんか。

16 番 中原英昭委員。

16 番 1 番なんですけど、20 年経ってたら非農地証明を出してもいいのに、木植えたとかだったら、いつってはっきりわからんから 30 年以上前とか、50 年以上前のところの 2 番 3 番は分かるんですけど、家建てたなんていつってはっきり分かるはずなんで、家建ててるのに概ね何年以上とかっていうのをじゃなくて、いついつ建てたと。だから 20 年以上経ってますっていう風にやったほうがいいような気がするんで。これがもし 40 年とかやったら 20 年以上やったら OK やからもうずっと前なので大丈夫。20 年でいつ建てたかもはっきりわからへん状況の理由っていうのはどうかとは僕は思います。

事務局 宅地については、税務課の方でいつ建ったとかいう確認できる場合は、日を確認して間違いなく 20 年以上前から宅地であったというところで判断はできるわけですけど、それ以外は税務課の方でもかっちりとはなかなか把握できてないところもあるので、その辺は周辺の方の話とかを聞いて、あと、建物の状態ですね、これはどう見ても 20 年以上経ってるやろうとか、そういうところも判断しながら、こういう形でしてます。今回は、建てられた方が亡くなってるので、なかなか無理なところがあります。

議長 他に何かありませんか。

特になければ、報告第 15 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 議案第 20 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。議案第 20 号 番号 7 番は議席番号 30 番 澤田憲男委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番から 6 番の審議、採決を行った後に、30 番澤田憲男委員に退席をしていただき番号 7 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」議案書は 5 ページからです。申請地の位置は添付資料の 7 ページからになります。件数につきましては窪川地域 6 件、西部地域 1 件の計 7 件です。譲受人・譲渡人の

住所・氏名については議案書のとおりです。まず窪川地域の1番から5番まで説明します。

番号1番 土地の所在地、見付字カクレジク968番1、地目、田、面積、501㎡。他1筆あり、合計2筆、面積948㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

続いて番号2番 土地の所在地、見付字轟川773番1、地目、畑、面積、201㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

続いて番号3番 土地の所在地、与津地字鳥打野555番10、地目、田、面積、384㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地ではニラを栽培する計画となっております。

続いて番号4番 土地の所在地、与津地字西坂本602番1、地目、田、面積、262㎡、他2筆あり、合計3筆、面積、676㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号5番 土地の所在地、平野字新田1466番、地目、田、面積、2,805㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号6 土地の所在地、大井川字戸崎ハナ874、地目、畑、面積、323㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、野菜を栽培する予定です。以上です。

議長

議案第20号 番号1番から6番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、2番を一括でお願いします。

20番 中城康子委員。

20番

1番について説明します。今月24日に譲受人の2名と面接しました。

現在は草が生えてましたが、一応田であることを確認しております。譲渡人は、県外在住のために譲受人がずっと前から作っていたようです。認定農業業者ではありませんけど、地区の田を色々と耕作して農業に従事しております。

2番ですが、24日に現地を確認しまして、譲渡人、譲受人と面接しました。畑はかなり石ころだらけでしたが、芋から野菜からいっぱい作ってました。譲受人の方は親からだいぶ前に譲ってもらったようなんですが、それこそ農地法の関係で名前が変わらずに、お兄さんの名前になってたみたいですが、ずっと野菜は奥さんと2人で作っております。農地の周辺は県道と私道と譲渡人の住居で営農上何の問題ありません。

番号1、2の所有権移転は問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、番号 3 番 4 番を一括で。31 番 武市敏男委員。

31 番 番号 3 番 4 番について 9 月 26 日 27 日に現地確認と譲渡人、譲受人から確認してきました。また、順番にお話しさせていただきます。番号 3 番についてなんですが、現状はハウスが一部建ってる状況ですが畑となっております。譲受人は、年間 150 日以上 of 農作業の確認もっております。また、周辺も草を刈ってきれいにしておる状況です。

次 4 番ですが、現状は田んぼであります。譲渡人は、その隣の田んぼも水稻をやっている状況で、田んぼもつながっている状況となっております。また、周囲も綺麗な状況として作業をしております。問題ないと判断しております。以上であります。

議長 続きまして、番号 5 番。9 番 山本道雄委員。

9 番 5 番です。24 日に譲受人から伺ってきました。現況は田であります。譲受人は農地を有効的に活用しております。年間 150 日以上 of 農作業にも従事しております。周辺農地に悪影響を与えることもありません。譲渡人からの要望で今回この件になったということを伺っております。特に問題はないと思われます。以上です。

議長 続きまして、番号 6 番。34 番 平野直人委員。

34 番 番号 6 番について、譲受人、譲渡人から確認しました。現況は畑であることを確認しております。

譲受人は年間 150 日以上 of 農作業に従事することも確認しております。

周辺の農地に悪影響を与えないことも確認しています。所有権移転に至ったのは、譲渡人は県外に住んでいまして、もう十和の方に帰ってこないため、畑の管理ができないとのことで、所有権を移転したとのことです。あと、これが贈与になっているのは譲渡人と譲受人の母が従妹であるため、従兄弟の息子である譲受人に贈与したとのことです。以上の確認の結果、番号 6 番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 20 号 番号 1 番から 6 番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 20 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」 番号 1 番から 6 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」 番号 1 番から 6 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 7 番の審議を行いますので、30 番 澤田憲男委員は退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 番号 7 番について説明します。土地の所在地、黒石字外屋敷 898 番 2、地目、畑、面積、151 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地では野菜を栽培する計画となっております。説明は以上です。

議長 議案第 20 号 番号 7 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。9 番 山本道雄委員。

9 番 7 番ですが、22 日に譲渡人と現地に行って説明を聞きました。現況は畑であります。譲受人の方は造園業を営んでおりますが、かなりの面積の田畑を所有しております、効率的に利用されているようです。周辺農地には悪影響は与えません。それから譲受人の要望で、今回の所有権移転に至ったようで問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 20 号 番号 7 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 20 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」 番号 7 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 20 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」 番号 7 番は、原案のとおり可決されました。

30 番 澤田憲男委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 澤田憲男委員、番号7番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第21号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第21号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は7ページです。今月は窪川地域の3件です。

順番にご説明させていただきますが、番号1番及び2番については関連がございますので、一緒に説明いたします。添付資料は13ページから18ページです。

番号1番と番号2番ですが、転用目的が農家住宅を新設するもので、転用に必要な土地が4筆、内3筆が農地にまたがっておりまして、所有者が2名、転用申請者が1名となっております。転用者は1名ですが、それぞれ所有者が異なっているため2件の5条申請となっております。

まず、番号1ですが、申請地は、2筆。土地の所在、見付字カクレジク968番6、地目、田、面積98㎡、同所字同1061番、地目、田、面積243㎡。合計2筆 341㎡の農地です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は農家住宅の新設です。転用理由は、現在、申請地東側の町営住宅に居住していますが、子供もでき手狭となった為、自己住宅を建築したいと適地を探していたところ、県道沿いで交通の便も良い当該農地を取得できる事となり、あわせて隣接農地も取得できる予定となったことから、本申請地に住宅、農業用の倉庫を建築するものです。

次に、番号2番ですが、申請地は1筆。土地の所在 見付字カクレジク1062番、地目、田、面積189㎡の農地です。権利事由は売買による所有権移転です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用目的、転用理由は先ほど申しあげたとおりです。農地区分ですが、番号1番、番号2番共に、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。転用計画につきましては、14ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、農業用倉庫、バーベキュースペース、駐車場、物干し場等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は同意有の農地、東側は町道を挟み宅地、南側は譲渡人の農地、今回3条で譲受人へ所有権移転の許可申請があります、西側は宅地となっており、特に影響はないものと考えています。なお、一体利用地であります法定外公共物については、払い下げにより取得する予定です。土地の造成計画については、15ページの図面に示していますが、90cmの盛土を行い、赤線部分を土羽、北側の細い青線部分を擁壁とし土留めを行います。盛土後は砂利敷きとし、駐車場はコンクリート舗装を行います。進入計画については、申請地東側の町道より進入します。排水計画についてですが、雨水は自然浸透及び申請地南の既存排水柵に接続し排水、生活排水は合併処理浄化槽から同じく南側の既存排水柵に接続し排水します。資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号1番、番号2番は以上です。

つづきまして、番号 3。添付資料は 19 ページから 22 ページです。申請地は、4 筆。土地の所在平串字赤草ノ奈路 573 番 12、地目、畑、面積 132 m²、同所字同 574 番 3、地目、畑、面積 134 m²、同所字同 576 番 2、地目、畑、面積 142 m²、同所字同 577 番 5、地目、畑、面積 54 m²、合計 4 筆、462 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが、子供も産まれ手狭となっていることから、自己の専用住宅を新築したいと適地を探していたところ、現在の借家にも近い本申請地を譲っていただける事となったためです。農地区分ですが、申請地は第 3 種農地の要件の一つである、「インターチェンジから 300m 以内にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断しています。転用計画につきましては、20 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干しスペース、バーベキュースペース、家庭菜園スペース等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は譲渡人の農地、西側は譲渡人の宅地と農地、東側は宅地と同意有の農地、南側は宅地となっており、特に影響はないものと考えています。なお、一体利用地については、転用許可後に取得します。土地の造成計画については特に無く、整地後砂利敷きとします。進入計画については、申請地南側の町道よりスロープ状の進入路を設け進入します。排水計画についてですが、雨水は自然浸透とし、生活排水は合併処理浄化槽から既存の町道側溝へ排水します。資金計画については、融資見込証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 3 は以上です。説明は以上です。

議長 議案第 21 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。
番号 1 番、2 番は一括で。20 番 中城康子委員。

20 番 24 日に 2 名と面接してきました。許可が下り次第、着工する予定だそうです。それから合併浄化槽なんかもつけまして、周辺農地には影響は何にもないと思います。あと事務局は言ってくれましたので以上です。

議長 続きまして番号 3 番について。29 番 石田芳秋委員。

29 番 9 月 22 日に譲受人に確認しました。許可が下り次第すぐに着工したいということです。それから必要最低限の計画で問題ないと思います。それから周辺の影響も特にないということでなんら問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 議案第 21 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
26 番 甲把雄委員。

26 番 転用目的のところで、農家住宅と一般住宅とあるんですけど、これどう違うのか教えてもらっても構いませんか。

事務局 昨年度末頃に変わったのですが、以前は一般住宅の場合は 500 m²以下の転用、農家住宅の場合は 1000 m²以下の転用ができるという条件がありました。要は農家住宅の場合は、農業用倉庫であつたり農機具を格納するような、そういうスペースが必要ということで 1000 m²まで認められていました。現在は一般住宅でも 500 m²以上でも大丈夫ということになっています。

今回は一般住宅でも構わないかもしれないですけど、農業倉庫ということで土地利用計画図に記載されてますので、農家住宅ということで判断させてもらってます。農家住宅、一般住宅という明確に分ける基準というのがないんですけど、農業用倉庫とか、農家さんが農家さん用に建てるような状況であれば、農家住宅という形でこれからはいくようになると思います。

議長 他になにかありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 21 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 21 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 7 議案第 22 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 22 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書は 10 ページです。添付資料については 23 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 5 年 10 月 2 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域の 3 件です。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番、番号 2 番については農地中間管理機構の一括方式による使用貸借権の設定になります。これは農用地利用集積計画の中で一括して、出し手から受け手まで設定することを可能とした制度です。

番号1番 土地の所在地、宮内字黒原 1120 番 1、地目、田、面積 330 m²、他 5 筆あり、合計 6 筆、面積 3,164 m²です。設定は更新になります。期間は令和 5 年 10 月 2 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間です。作物は露地野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続いて番号 2 番、土地の所在地、興津字岡ノ前 3828 番、地目、田、面積 868 m²です。設定は更新になります。期間は令和 5 年 11 月 2 日から令和 8 年 11 月 1 日までの 3 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続いて番号 3 番、土地の所在地、興津字森ノ前 3651 番、地目、田、面積 714 m²です。設定は新規になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は所有権移転の設定です。説明は以上です。

議長

議案第 22 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。2 番 掛水誠幸委員。

2 番

番号 1 番につきまして説明させていただきます。この農地につきましては 4 年前の農地パトロールの時に A 分類になっておりまして、どうしようかなと思っておりましたところ、ちょうど利用権設定を受ける人が土地を探しているということを知りまして、3 年前に同じ方とのやり取りで、公社を通じて土地の斡旋をさせていただいたところがございます。9 月 21 日に現地を確認してまいりました。今年は里芋が植わってございました。周りについても、きれいに草刈り等でできておりまして、150 日以上農作業に従事しておることも確認しました。9 月 22 日に受け手の方に、今からお伺いしたいですということで電話をしまして、風邪を引いておるといことでしたので、現在は風邪やらインフルエンザやコロナやわかりませんので、すいませんが、電話で済ませてくださいということでございましたので、電話で済ませました。本人からはこの案件の通りですので、よろしくお願いしますということでした。

今度は利用権の設定をするものにつきまして、事務局の方から電話番号をいただいておりますので数回かけましたが、どうしても出ていただけませんので、その方の知り合いを知っておりましたので、おばさんに当たる方のほうにお願いをしまして、こういう案件が出てきましたが、これで間違いございませんかねということで、連絡をとっていただきまして、その方から大丈夫ですという電話をいただきましたので、それで一応調査は終了となりました。

添付資料を見てください。これは多分、本人が出してきたものですよね、私の知る限りですね、まだほかに機械がありまして消毒用の大型の機械、それから畝立機が 2 台、それについては本人からの申請になっておりませんけれども、あることを私が確認しておりますので、追加で今発言をされてもらってます。この案件につきましては更新でありますし、特に問題ないものと考えます。よろしくお願いします。

議長

続きまして、番号 2 番。33 番 橋本健太郎委員。

- 33 番 番号 2 番について 27 日に現地を見てきまして、借受人にも確認してきました。現況は田でした。この方は耕作期間中に夫婦でよく草刈りをしていまして、周辺農地に悪影響を出していませんでした。また、年間 150 日以上農作業に従事していますし、内容も利用集積計画のとおり再設定ですので、特に問題ないと判断します。以上です。
- 議長 続きまして番号 3 番なんですが、受け手が中間管理機構の場合には説明はいらないということでございますので、これは省きたいと思います。
- 議長 議案第 22 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
1 番 下元弘章委員。
- 1 番 3 番について所有権移転と書いているのは公社が所有するということですか。
- 事務局 一時的に公社が所有する議案となっています。
- 議長 他になにかありませんか。

(「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 22 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第 22 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、日程第 8 報告第 16 号 「四万十町農業委員会活動報告について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 報告第 16 号 「四万十町農業委員会活動報告について」を報告いたします。
4 月から 9 月について主なものを報告させていただきます。
添付資料は 41 ページからとなります。
総会、役員会は毎月。農業委員会だよりの発行に向けての広報委員会は 5 月と 7 月の 2 回行われました。

その他で5月30日から31日に東京で開かれました、全国農業委員会会長大会、6月29日には高知県農業会議総会上期農業委員会会長事務局長会議に会長とともに私の方が出席を致しました。7月19日には高知県農業委員会女性ネットワーク総会及び研修会に女性委員全員で参加をされております。

8月17日には令和3年4年と2年開催できておりませんでした、四万十町議会産業建設常任委員会との意見交換会を行いました。関係課を含め23名が参加をされております。

昨年と大きく違うところは、地域計画策定のための地域計画座談会が開催されている点です。窪川地域は6月より、十和地域は8月、大正地域は9月より事務局及び農業委員、推進委員さんに参加をいただいて開催をしております。今年度末まで座談会は続きますので、引き続き農業委員、推進委員さんの参加をお願いいたします。簡単ではございますが、活動報告については以上になります。

議長

先ほど局長から活動報告について説明がございましたが、8月17日に産業建設常任委員会との意見交換会がありまして、議会、農林水産課、農業委員会で意見交換をいたしました。今回の議会で見えてくれていただいた方もおと思いますが、産業建設常任委員の5人が質問に立っていただきました。そのうちの数名が、農業の問題について、質問をしていただいたということになっております。やっぱり、こういった部分が農業にも色々と反映されてくる部分もあるんじゃないかということで思いましたので、今後もこういう会を続けていきたい、進めていきたいと思っております。

議長

報告第16号について事務局の説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑が無いようですので、報告第16号「四万十町農業委員会活動報告について」を終わります。

議長

続いて、日程第9 その他の件について議題とします。
9番 山本道雄委員。

9番

3条の件で150日以上農作業に従事、これが150日もできてないんですけど、取得はできると思うんですけど、これは撤廃する形にはならないですか。

事務局

ここが撤廃する形にはなってないですね。今回下限面積はなくなりましたが、3条の場合、農地を耕作する目的での取得が条件になります。150日以上できない方は、耕作する農作物に適した日数という形になるんですけど、基本的には150日以上というところは、これからも変わらないと思います。

議長

他に何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

議長

以上をもちまして、令和5年度 四万十町農業委員会9月総会を閉会いたします。

礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 35 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長 _____

署名委員 18 番 _____

署名委員 24 番 _____